

教育長定例記者会見 会見録

日時:平成30年11月26日 16時00分～

場所:教育委員室

発表項目

- ・プログラミングフェスティバル2018 (発表)

質疑事項

- ・発表項目について
- ・教育長の給与等に関する条例及び給与の特例に関する条例の改正について
- ・平成31年度教職員人事異動基本方針について

発表項目

(教育長) 私から1点、発表させていただきます。新学習指導要領では、2020年度に小学校におけるプログラミング教育が必修化されることとなっています。そのような中、小学生にプログラミングの楽しさを体験してもらうため、12月26日(水)、県内の小学校4年生から6年生までの児童と、その保護者を対象に、「プログラミングフェスティバル2018」を開催しますので、その参加者を募集いたします。フェスティバルの内容ですが、まず「はじめよう!プログラミング」では、ゲーム機、スマートフォン、おそうじロボットや、危険を察知すると自動でブレーキをかける自動車など、身近なモノにプログラムが利用されて、生活を便利にしていることを学びます。次に、プログラミング体験ですが、6名程度のグループに分かれ、体験メニューのうち、2つを体験してもらいます。体験メニューを、いくつか紹介させていただきます。まず資料の①ですが、タブレットで作成したプログラムを車両型ロボットに送信し、目印のコーンまで進んで戻ってこさせたり、障害物の前で停止させる等の体験をします。①から③は、プログラミング指導者育成研修を受講した教員が指導を担当します。また、今年度、新たに「三重県IoT推進ラボ」の協力により、④小型のドローンにプログラムを入力し、障害物のあるコースを飛行させたり、⑤プログラミング専用の子ども向けパソコンにプログラムを入力し、ミニゲームを作成する体験メニューを実施します。その他にも、様々なプログラミングのメニューを用意しています。米印にありますように、プログラミング教育が必修化されるため、県教育委員会では、教員に対して、プログラミング指導者育成研修を実施しています。29年度は35名、30年度は33名の指導者を育成しているところです。参加申込については、明日11月27日(火)から12月3日(月)正午までの期間に、保護者の方からメールにてお申し込みいただきます。募集人数は、小学校4年生から6年生までの児童50人で、応募者多数の場合は、抽選により参加者を決定させていただきます。昨年度は人気がありまして、1時間で50名に達しましたので、今年は抽選という形に変えさせていただきました。参加する子どもたちには、プログラミングを楽しんでもらうことはもちろん、思ったように動かなかった時に、友だちと相談して修正し、繰り返しチャレンジするなど、課題解決に工夫して取り組む体験をしてもらいたいと思っています。以上です。

発表項目に関する質疑

(質) プログラミングフェスティバルは何年度から始められましたか。

(答) 今年で2回目で、昨年度1回目、今年度2回目です。

(質) 教育長としては、フェスティバルを開くことで、どのような効果を期待されていますか。

(答) やっぱり、プログラミング教育は学習指導要領にも書かれたように、論理的な思考能力と、企画力、想像力、独創力を子どもたちにつかんでもらいたいので、まずそのきっかけとして、難しいことを言っていないで、楽しんで参加できるということで、フェスティバルに期待しています。

その他の項目に関する質疑

○教育長の給与等に関する条例及び給与の特例に関する条例の改正について

(質) 議案第32号ですが、これは、内容はどうなっていますか。どう改正するのか。

(答 福利・給与課) 内容は非公開になっていまして、まだ議会にも上程前というところです。32号は知事、副知事、教育長などの給料や旅費の取扱いを定めている条例で、それが改正されるということです。33号は、知事等の給与の特例に関する条例を改正するというので、これは特例により給与の減額措置を定めている条例であり、それを改正するものです。

(質) 教育長の分も入っているんですか。

(答 福利・給与課) 知事等に入っています。

(質) 32号と33号の両方に入っているんですか。

(答 福利・給与課) そうです。

(質) 教育長、これはこれまでに言及されてきましたか。

(答) それは、言葉の方ですか、給与を減らすということではなくて。

(質) 両方、どうですか。

(答) 自主返納はしますので、それとはこれは別物です。

(質) 別物ですね。自主返納については、出たものを返すだけだから関係ありませんけど。そうすると、それとは別に、自らの何かしらについて検討されているということでしょうか。

(答) この内容については非公開なんですけれども。

(答 福利・給与課) 今、定めている条例は、知事とか副知事とか、29年度から給与の減額措置をしていますので、その内容が、財政状況を加味して、給与の減額措置を、知事・副知事もやっていますし、教育長は10%の減額措置があつて、管理職も今、減額をしていますので。

(質) あえて教育長に聞きたいんですが、あらためて、自主返納以外で、今回の障がい者雇用の算定誤り等を受けて、それ以外で自分の身の処し方を追加提出したりは、あるか、ないかで言えば。

(答) それはありません。障がい者雇用に関しての給与の減額とか、そういうことはありません。

○平成31年度教職員人事異動基本方針について

(質) 30号の人事異動基本方針ですけれども、3ページ、小中学校と県立学校でこの項目を付け加えられたということで、一部変更されたのはどういう目的ですか。

(答) 先ほどもありましたけども、障がい者の雇用の状況というのもありまして、今までは異動に関して聴き取りを通して把握するというような簡単な文章だったんですけども、健康状況とか子育てとか介護とか障がいとか、今までと内容については変わらないんですけども、そういうことについて聴き取りを実施して、必要な配慮に努めるということで、丁寧に書いたということが異なるところです。内容についてはこれまでと全く変わっていませんけども、そこについて明記したというか、そういう風にご理解いただいて結構です。

(質) やることは変わらないけども、あえて書き換える理由というのは。

(答) やっぱり障がい者の雇用のことが一番でした。障がい者のことをわかっているつもりでいながら、こういうことが起きてしまったということもございましたので、丁寧に書こうということで書きました。

(質) 一方で、要領の変更前と変更後ですと、これまでは「生活事情等に著しく支障をきたす場合には事情を聞き考慮する」と書いてありますが、今度、生活事情という言葉は新しいところに盛り込まれてませんが、どう考えてますか。

(答) 生活事情等というのが、結局介護とか、子育てとか、健康状況などをすべて含むという言葉だったんです。それを明記したということで、生活事情を省いたということではございません。

(質) どちらかという、生活事情という健康、子育て、介護、障がい以外も含めて生活事情と思うのが、今回限定されてしまったという印象を持ってしまったんですが。

(答) そんなことはないです。「障がい等の状況について」ということで、すべてを含んでいます。「等」でごまかそうという気持ちではないんですけど、明記した方が良いということで、生活事情といってもなかなか理解が難しいということもあるので、ご理解いただけたらと思います。

(質) 末尾ですけれども、「考慮する」が「配慮に努める」に変わり、何か努力規定の様になってしまったような。改編する前は「考慮する」と断定的に書いてあるのが、「努める」というふうに、この辺のニュアンスはどういう違いでしょうか。

(答) 「考慮する」と「配慮に努める」という言葉については、内容は変わっていません。ただ、今回、障がい者の雇用のところについても、これまで、辞めた方についてとか、あるいは、今、勤務している方についても、状況を聞き取ってということで、障がい者雇用推進チーム会議にその聞き取った内容をお知らせしていますように、ああいうことをきちっとするということを決めましたので、「必要な配慮に努める」という表現に変えさせていただいたということで、「考慮する」と「配慮に努める」というのは、変わってありません。

(質) 6ページですけれども、退職の項目で、「次のいずれかに該当する者については退職を勧める」という文を削除した。このねらいは何でしょうか。

(答) 本当はもう少し前の年度から、勸奨退職という言葉が昔、あったんですけど、勸奨退職ということがなくなって、きちっと早期退職者の募集を行うということを書いてございますので、全部をきちんと見直して、ア、イ、ウを省いたということでございます。

(質) つまりこれは、先ほどからの障がい者雇用の算定をめぐる問題とは関係ない。

(答) そうですね。それとは全く関係なく、文言を一つひとつ、整理させていただいたということで、それは関係ございません。

(質) 勸奨退職は現段階ではもう行っていないということで。

(答) そういことです。早期退職者の募集というのは別途していますが、勸奨退職というのはしていないということです。

(以上) 16時19分 終了